

#### 4. あとがき

本資料で調査対象とした英国のフレームワーク合意方式および米国の数量未確定契約は、包括的な条件があらかじめ判明している同種の調達を繰り返す場合に、公募等により選定した複数の企業と調達の内容・条件について、基本協定を締結しておき、基本協定を締結した企業を対象として、具体的な個別工事の発注を行う包括・個別二段階契約方式で、以下の特徴を有する。

##### メリット

- ・ 発注者、受注者双方の手続きが簡素化され、手続きに要する期間、コストを削減できる。
- ・ 発注者、受注者間の良好なパートナーシップが形成される（発注者、受注者が契約上のクレームを重ねる敵対関係になるのではなく、協調関係により仕事を円滑に進めていくことを重視）。
- ・ 入札時の過度な低価格競争が緩和され、品質確保の観点から好ましい。
- ・ 包括協定を締結した企業にとっては、複数年にわたる受注計画を立てやすく、経営上好ましい。結果として、企業による必要機材の長期保有等を促す。

##### デメリット

- ・ 調達対象やその数量が具体的でない段階に広告、基本協定締結者の選定、協定合意が行われる。
- ・ 基本協定を締結する業者が少数の場合、競争性の維持が困難となり、非効率の原因ともなりうる。
- ・ 基本協定合意から除外された企業を締め出すことになり、新しい企業が参入しづらい。
- ・ 基本協定締結後、案件受注が叶わない参加者はモチベーションが低下する。

我が国では、1990年代頃から、公共工事の入札において、透明性、公正性、競争性の確保を求める声が強まった結果、従来、多く採用されてきた指名競争入札を改め、近年では、国土交通省の直轄工事のほとんどにおいて、一般競争入札・総合評価方式を採用している。公共工事の縮小傾向が長期におよび、発注者、受注者ともに抜本的な体制の充実が見込めない中、競争性の確保を過度に追求することは、地域のインフラを支える体制確保、発注手続きに係る受発注者の負担増大といった課題を顕在化させている。

一方で、1990年代以降、英国ではフレームワーク合意方式、米国では数量未確定契約という、あらかじめ入札により選定

された企業グループと包括的な基本協定を締結し、これらの企業を対象として個別の発注の入札、契約を行う包括・個別二段階契約方式を導入している。これらの方式は、発注者、受注者間の良好なパートナーシップの形成、発注者、受注者双方の手続きの簡素化を指向しており、過度な競争による低価格の実現よりも、定められた予算の中で高品質の確保することを重視している。

我が国では、近年、公共工事が全体として縮小傾向にある中、新設工事は、地域的に偏在する傾向が強まる一方、災害への対応、維持管理業務への対応の重要性が増している。そのため、地域のインフラを支える体制を中長期にわたり確保する観点から、透明性、公正性、競争性の確保を前提としつつも、事業の特性や地域の実情等を踏まえて、インフラメンテナンスの担い手育成に資する入札契約方式を採用していけるよう、入札契約方式のさらなる改善が求められている。

本資料が、我が国の入札契約方式の検討にあたっての基礎資料として活用されることを期待している。